

意見募集結果公表資料(個別案件用)

案 件 名	第7期障がい福祉計画(案)に関するパブリックコメントについて	公 表 日	令和6年2月14日
<p>上記案件について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。 お寄せいただいたご意見及びこれに対する亀岡市の考え方を以下のとおり公表いたします。</p>			
意見募集期間	令和5年12月25日(月曜日)～令和6年1月19日(金曜日)	意 見 数	7件
意 見 の 要 旨		亀 岡 市 の 考 え 方	
<p>(3)基盤整備方針 ①必要な訪問系サービスの保障について(P4)</p> <p>訪問系サービスが本当に保障できるのかどうか。どう保障していくのか。保障をしていくために、予算の確保が必要になってくると思います。</p>		<p>訪問系サービスの給付費は令和4年度実績で237,559,546円となり、直近3年間で12.5%増加してします。新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、外出の機会が増え、重度訪問介護、同行援護、行動援護の外出支援の増加が予想されます。また、精神疾患を抱える方が増えていることもあり、居宅介護(家事支援)の利用が伸びていることから、訪問系サービス全体の増加を見込んだ数値目標を設定しております。 それに伴って、予算の増加を見込んでおり、数値目標を達成できるように予算編成を行っているところです。</p>	
<p>(3)基盤整備方針 ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。(P4)</p> <p>現状精神の方が利用できる資源は少なく、家族の負担が大きいのが現状。制度が整い、利用に繋がっていければと思います。</p>		<p>精神障がいをお持ちの方は年々増加しており、亀岡市では令和2年度における精神障害者保健福祉手帳交付数が884件に対し、令和4年度には1,090件(約23.3%増加)、自立支援医療費(精神通院)支給認定者が令和2年度1,953人に対し、令和4年度には2,208人(13.1%増加)となっております。 本市においては、精神障がいをお持ちの方の相談窓口として、一般相談、計画相談から始まり、地域での自立した生活を支える地域活動支援センターや障害福祉サービスの利用に繋がり、一定の当事者及び家族の支援が構築されていると考えております。しかしながら、当事者やその家族を取り巻く複合的な課題に直接対応できる資源が少ないため、当事者及び家族の方が地域で自分らしく安心して暮らせるよう、医療、福祉・介護、教育、地域、その他様々な分野及び関係機関と連携し、地域全体でケアできるよう努めてまいりたいと思います。</p>	
<p>2. 成果目標 (3)地域生活支援拠点等における機能の充実 ■第7期計画の目標設定 効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるため、コーディネーターを配置(P9)</p> <p>目標値の1人は行政が委託をするのか。どこかの事業所が独自とするのか。行政の財政的な支えが必要だと思えます。</p>		<p>地域生活支援拠点設置時から、圏域において、自立支援協議会を主宰し、障がいの各分野に長年携わり、深い知識と経験から関係機関への指導・助言を行うなどの実績がある方をコーディネーターとして設置しており、委託及び事業所が独自で設置することは考えておりません。今後、地域生活支援拠点等における機能の充実を図る上で、コーディネーターを複数設置するなど財政的に支えが必要となった場合は、圏域にて必要となる予算の確保に努めます。</p>	
<p>2. 成果目標 (5)障がい児支援の提供体制の整備等 ■第7期計画の目標設定 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(P12)</p> <p>目標が「検討」とありますが、この地域にも専門的な支援(相談)が受けられる機関の設置が必要だと思えます。</p>		<p>現状では、京都府が難聴児支援への中核的機能を果たしており、出生後から医療機関受診、各市町村の保健師による相談支援、療育機関から聾学校へのスムーズな移行と重層的かつ切れ目のない支援体制を構築されており、難聴児支援の充実が図られているところです。 しかしながら、市として身近な地域で中核的機能を果たす体制を確保することが求められているのか必要性を検討していくこととしています。</p>	

意見の要旨	亀岡市の考え方
<p>3. 各種サービスの実情と見込量 (2)日中活動系サービス(P20)</p> <p>それぞれ見込み量は増えていると思うが、必要量の確保について行政は福祉サービス事業所に依頼するしかなく事業所任せの部分もあり、福祉サービス事業所も人材不足や財政基盤の脆弱という課題を抱えていることから、もっと踏み込んだ行政からの支援(人材確保、市有地の安価な賃貸や無償提供、廃校になった小学校の活用など)を何らかの形で示さなければ、福祉サービス事業所も受けられないのではないかと思う。また、亀岡市では生活介護や児童の短期入所事業所が少なく、整備していく必要があると思う。</p>	<p>福祉サービス事業所数はR2(74事業所)からR4(86事業所)と16.2%増加しており、今後も事業所数の増加が見込まれていることから、必要な各種サービスの見込み量を設定しているところではある。</p> <p>また、事業所の指定権限を持つ京都府に対して、府下全体ではなく、実情に応じた事業所数が開設されるように圏域毎に総量規制を実施するよう要望しているところではある。</p> <p>人材確保や財政的支援については、令和6年度の制度改正を伴う報酬改定の中で、厚労省が物価高騰に応じた報酬額、都道府県による事業所の人材確保の支援等の実施を予定されている。</p> <p>見込み量到達のために必要な資源が不足する場合、関係機関と共に検討していきたいと思っております。</p>
<p>3. 各種サービスの実情と見込量 (5)障がい児への支援(P26)</p> <p>医療的ケア児等コーディネーターの資格がある相談支援専門員を相談支援事業所に配置すると加算対象にはなるが、他府県や他市では相談支援事業所とは別に行政に配置しているところもある。また、医療的ケア児等コーディネーターは必ずしも相談支援専門員だけでなく、京都府では保健師や看護師も多く受講されている。本案では「コーディネーターの配置により医療的ケア児の地域での生活を支える」とあるが、行政内での配置を考えているのか、それとも障害児相談支援事業所が研修受講することに任せているのか。また、コーディネーターの対象として相談支援専門員のみを考えているのか知りたい。</p>	<p>亀岡市では現場で医療的ケア児に対応している部署の保健師や看護師等が「医療的ケア児等支援者養成研修」や「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を受講しています。また、学校教育課では「亀岡市立小学校、中学校、義務教育学校医療的ケア実施要綱」に則り医療的ケアに関する研修を実施しています。</p> <p>市としては、行政機関を含む幅広い関係機関の職種において医療的ケア児等に係る支援者の質の向上を目指し、今後も「このわ」(京都府医療的ケア児等支援センター)と連携しながら「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」等の受講の推進に努めたいと考えます。</p>
<p>2. 成果目標 (6)相談新体制の充実・強化等 【目標値】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(P14)</p> <p>件数の根拠はあったのだろうか。</p>	<p>亀岡市では令和5年度より基幹相談支援センターを設置し、業務の一部(地域の相談支援体制の強化の取組)を委託しており、国の指針も踏まえ、地域の相談支援体制の充実・強化を図ることを本市の方針とし、第7期障がい福祉計画では初めて目標値を設定したところではある。</p> <p>令和5年度の現時点での指導・援助件数の実績や今後の相談件数の増加、また、複雑化する多様な課題を抱える相談者の割合が増している現状を踏まえて、目標値を定めております。</p>